

法律の専門家以外の方でも、犯罪や量刑について分かりやすく学ぶことができる『犯意〜その罪の読み取り方』（新潮社）の共著者であり、直木賞作家の乃南アサさんをお招きして、裁判員制度についての対談を開催しました。



対談～裁判員と裁判官の真の

局長 本日は、お忙しいところ、最高裁判所までお越しいただき、ありがとうございます。乃南さんは、「幸福な朝食」で日本推理サスペンス大賞の優秀作を受賞されてデビューされ、その後「凍える牙」で直木賞を受賞されておられます。また、近ごろ、刑法学者の園田寿先生と共著で「犯意～その罪の読み取り方」という本を出版されました。この「犯意」は、裁判員制度の実施を前に、法律の専門家以外の方にも、どのような場合に犯罪が成立するのかといったこと

を学んでほしいという趣旨で企画されたもので、乃南さんの殺人や強盗事件を題材にした12編の短編小説に園田先生の法律解説を組み合わせるというユニークな構成となっています。本日は、「犯意」の執筆にあたってのご苦労やこの本で読者に伝えたかったことなども踏まえたお話を伺いたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

乃南 こちらこそ、よろしくお願ひいたします。

局長 最高裁の大法廷などを見学してい



協働のために～

ただきましたが、印象はいかがですか。

乃南 石造りでとてもいかめしい建物で緊張しますね。できれば、あまり来たくないというか・・・(笑)。

局長 そんなことをおっしゃらずに(笑)。

○犯罪・犯罪者への関心

局長 乃南さんの小説を拝読していますと、「犯意」もそうですが、何らかの犯罪、事件に関わる人が出てくる作品が多いですね。こういった犯罪や

犯罪者にはご関心が元々おありだったのででしょうか。

乃南 そうですね。ある方だと思います。もともと小説を書いていく上での私のテーマは、その時代とそこに生きる人間を描写したいというところにあります。犯罪者も含め、何かの事件、犯罪に関わることによって、一種の極限状態に追い込まれますので、善きにつけ、悪きにつけ、人間の真の姿が出やすいと思っています。そういうことで普通に例えば恋愛をするとか、家を新築するとか、転勤になったとかいうことよりも人間の心であるとか行動であるとかを描きやすいという面があると思います。

○創作の秘密

局長 乃南さんの直木賞受賞作「凍える牙」を読ませていただきましたが、警察の捜査についても、ものすごく詳しく書いておられますね。取材はかなりされるのですか。

乃南 する方だと思います。「凍える牙」は、書こうと思ってから実際に本になるまでに5年くらいかかりました。最初は、「女性刑事のお話で」という程度の構想だったのですが、実際に自分の中でイメージが固まってくると、捜査のことや警察のことが分からないことだらけだったので、その世界の専門家がお読みになったときに失笑を買うようなものでは困ると思い、いろいろな方に教えていただきました。その後も、いろいろな方のお話を伺ったり、舞台となる土地に行ったりもしています。

局長 私が読みました「犯意」や「しゃ



【乃南 アサ (のなみ あさ)】
作家。東京都出身。
『幸福な朝食』で日本推理サスペンス大賞
優秀作を受賞しデビュー。
『凍える牙』で第115回直木賞を受賞。
ほかに『風の墓碑銘(エピタフ)』、『い
つか陽のあたる場所で』など。

ぼん玉」では、罪を犯した人の心理が生々しく描かれています。このあたりは・・・。

乃南 そこは、あくまでも想像ですね。例えば、「犯意」の第1話では、主人公が路上で昼間からお酒を飲むというようなシーンが出てきますが、このシーンでは、昔、お花見かなにかで昼間からお酒を飲んだ気分とか、雰囲気とか、外を歩いていた人がこちらをどんな感じで見っていたかといった記憶を総動員し、その上で想像を加え、書いています。

○「犯意～その罪の読み取り方」の執筆

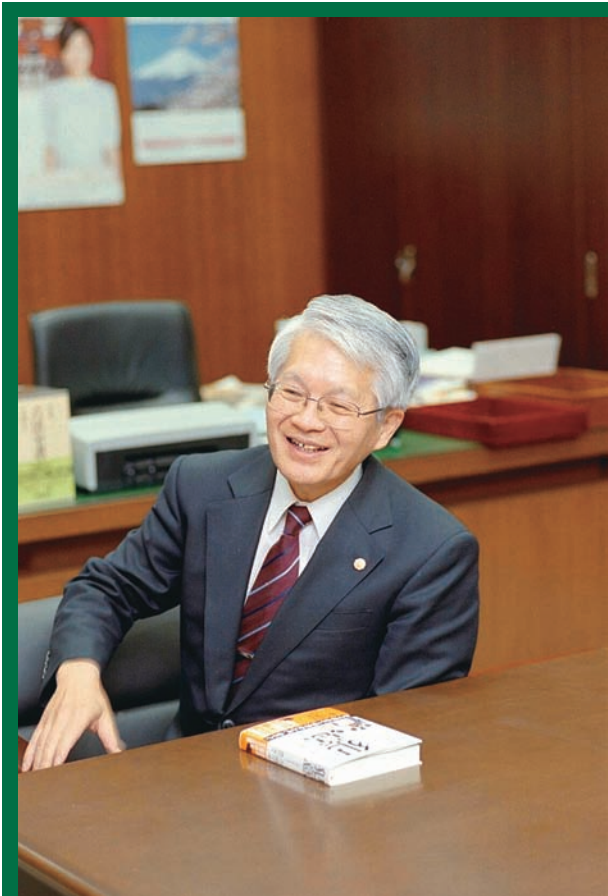
局長 「犯意」が生まれたきっかけは、どのようなことだったのでしょうか。

乃南 園田先生とは、私が作家デビューして間もないころからのお付き合いで、小説の中の登場人物が起こした事件で、どういう罪で捕まりますか、といったことを常に教えていただきましたので、いつかはご恩返ししたいと思っていました。2006年に、お酒の席で、園田先生から、法科大学院の学生に分かりやすく、興味を持ってもらえるような副読本を作りたい、これから裁判員制度も始まることも踏まえたい、どうしたらいいかのご相談を受けました。私は「それはやっぱり小説を使うしかないでしょう。」と答えました。そこで、園田先生から、教科書ではないにしろ、副読本として学生に読ませられるようなものを一緒に考えてもらえないかと言われ、お引き受けしました。

局長 最初は、学生向けの副読本という発想だったのかも知れませんが、現にできた「犯意」は、一般向けの本になっていますよね。

乃南 そうですね。私が小説を書くときにいつも意識しているのは、とにかく分かりやすい言葉で、分かりやすい文章で書くということです。そこで、今回も法科大学院の学生だけでなく、中学生でも、高校生でも、一般の社会人でもお読みいただけるようなものがないかなと思うようになりました。

局長 この本をどのように読んで欲しいと思われますか。



【小川 正持（おがわ しょうじ）】
最高裁判所事務総局刑事局長。
昭和 52 年判事補任官。
平成 19 年 1 月から現職。

乃南 最初は、解説からでも、小説からでも、興味をお持ちのところから読んでいただいてもかまわないと思います。巻末に索引と法律用語の説明をセットにしたコーナーも付けてありますので、そこからパラパラとめくってくださってもいい。また、前書きにも書きましたが、法律の専門家以外の方も、犯人側でも被害者側でもない、裁判員という形で刑事裁判に関わるときがまもなく来るかも知れない、犯罪は決して他人事ではないということを思っただけならばとも思います。

局長 「犯意」のストーリーは、実際の事件を参考にされたのですか。

乃南 とりあえず、裁判員制度が始まったときに扱うことになりうるテーマをピックアップしていきました。その上で争点がまったくないと面白くないので、そうした争点を扱った裁判例を園田先生に出していただき、ひとつの話を作っていくというような作業をしていきました。解説をされる園田先生から「特に重要」とご指摘いただいた争点は、必ず話の中に盛り込むよう気をつけたつもりです。

局長 執筆に当たってのご苦労はありましたか。

乃南 小説を仕立てていく段階での苦労はそれほどありませんでした。小説と園田先生の解説とをかみ合わせていくことと、解説を一般の方にも分かりやすいようにしていくという点が一番苦労した点です。どうしても、法律用語を正確に説明しようとする、難しくなってしまう。専門家ではないごく普通の方でも分かるようにしようということを目指しましたので、確立した用語の定義を他の言葉に置き換えることに園田先生が大変苦労されていました。そこを私と編集担当者で、「もうちょっと何とかありませんか」「もうすこし分かりやすくなりませんか」と真綿で首を絞めるように追い込んでいく（笑）。

○分かりやすく説明するためには

局長 模擬裁判などを通じ、我々も法律用語を一般の方に説明する難しさを実感しています。

乃南 よくわかります。

局長 裁判員裁判では、裁判員になった方とコミュニケーションをとらないと上手くいきません。ところが、使っている言葉自体が違うのでは、コミュニケーションを取ることはできません。一般の方にすぐ法律家になれ、といっても無理なわけですから、法律家の方で変わる必要がある。でも、そこが難しい。

乃南 難しいでしょうね。

局長 どうしたらいいでしょう。

乃南 一般の人は、法律家とか専門家に対し、難しい言葉を使う人たちだと思っていますから、一言でも難しい言葉が使われたら、拒否反応を示すと思うんです。ですから、法律家が研究会などを開く中で、言い換えや例え話をできるだけ多く集めておくといいと思います。一般の人は法律論を望んでいるのではなく、たまたま与えられた役目を適切に務めたいと思っているだけです。ぴった

り同じではないけれど、言い換えると、だいたいこんな感じというのが分かれば十分ではないかと思うんです。「犯意」の執筆過程でも、用語そのものをずばり言い換えるというのは、難しいと実感しました。正確性にこだわると、どうしても「ちょっと違う。」というところは出てきます。そのちょっと違うというところを、専門家から聞いても私たち素人には分からないんです。専門家の方にとって、そのちょっとした違いというのが大事なことだというのはよく分かるんですが、実際に裁判員になった方にとっては、そこで議論されても、「じゃあ、そんなに言うなら、あなた達専門家だけで決めればいいじゃない」となってしまうと思います。些細な違いは置いておいて、核心的な部分の違いを例え話でも何でも、説明し、理解してもらうというのが大事だと思います。





局長 やはり、専門用語の核心部分を法律家自身が本当によく理解した上で伝えないといけないのでしょうか。専門用語を使って、分かっているような気になっているというのが一番いけない。法律家の方でも、本当に本質を理解しているか反省しないといけないかも知れないですね。

乃南 ある意味、専門家が試されるということもあるでしょうね。こういうことになっているから、ということで片付けてしまうと一般の方との間の溝は埋まりませんよね。

局長 その説明の仕方も一通りでなく、事案に応じた説明、言い換えとか例え話とかを考えていかななくてはならないんでしょうね。我々も今、そういったことを考えているところです。

乃南 模擬裁判も大事だと思うんですが、裁判官の方が、ひとつのテストケースとかをもとに、一般の方からどの程度質問がでるのか、判決文の

どこが全然分かってもらえないのかというのを試してみると、同じ言葉を使っていても考えていることの意味が全然違うとか、こんなに上手く伝わらないのかというのが分かると思うんです。

○裁判員制度への期待

局長 今までの裁判は、法律家だけでやるものというイメージだったと思うんですが、裁判員が加わることで、刑事裁判はどのように変わると期待しておられますか。

乃南 裁判員が参加していくことで、刑法自体が変わっていくと思いますし、変わっていけばいいと思います。なにぶん古い法律ですから、少しでも現在の感覚に合わないところは直されてしかるべきだと思います。自分たちが参加することで、裁判だけでなく、法律自体もよりよいものになるということなら、参加しましょう



という感じに国民がなっていくと思います。すぐには無理でしょうが。

局長 やはり時間はかかるんでしょうね。

乃南 そうでしょうね。

局長 最高裁などで実施した世論調査では、積極的に裁判員裁判に参加したいという人は少ないんですよ。義務なら参加せざるを得ないという人が多い。そこら辺はどう考えますか。

乃南 今の国民というか、大人は、自分たちがまさかそういう場面に遭遇すると思わずに生きてきましたよね。やっぱり40年、50年、60年と生きてきて、裁判は専門家に任せしておくものだと思ってきた人は、急には対応できないと思うんです。法律というのは自分たちで変えることができるという可能性があって、参加することにはどういう意味があるのかというのを中学生くらいからちゃんと教えていって、その人たちが成

人して実際に裁判員になるくらいまでは、試練の時が続くのではないのでしょうか。

局長 最高裁が実施した世論調査でも、裁判員制度の中身が分かっている人ほど、参加意欲が高くなっています。

乃南 また、裁判員を経験した方が参加したことをちょっと誇らしく思えるような工夫があればいいと思います。例えば、何か記念となるような品がもらえるといいかもしれません。

局長 模擬裁判など実際にやっていただくと、やってよかったという方が多くなります。やる前は……。

乃南 面倒を押しつけられているとか、いろいろな受け取り方をされている方が多いですね。前例のない制度ですし、ある程度見切り発車となるのはやむを得ないと思います。最初は、やってみないと分からないことが出てくると想像していますが、やってみたらよかったという人が確実に



【大法院裁判官席にて】



増えていくのであれば、5年、10年という長いスパンで定着させていくしかないですね。

○裁判員に選ばれたら・・・

局長 乃南さんは、裁判員をやってみたいですか。

乃南 さしあたって、断る理由は、家で飼っている老猫の介護くらいなので(笑)、お断りできないと思っています。そうですね・・・、実際に通知が来たとき、本当に裁判員として裁判に臨まなくてはならないという実感を持って、私自身がどう感じるのかということには、特に関心があります。事と次第によっては、死刑判決を下さなければならないという可能性もあるわけですし、自分の抱えるであろう心理的葛藤であるとか、法廷で見なくてはならない人の表情、遺族の感情とかをダイレクトに感じるということになった場合の精神的な負担を受け止めきれないかどうかという不安もあります。その辺りの「心の問題」は、これから裁判員制度を考えていく上で、とても大きいと感じているものですから。

○裁判官への注文

局長 その辺りは、制度を実施する側で考えておかなければならない点ですね。それ以外にも何か、裁判官に注文する点というのがありますか。

乃南 とにかく分かりやすくお話しただくということですね。あとは、参加した裁判員の意見や疑問をよく引き出していただき、疑問にはお答えいただいた上で、誘導ではなく、み

んなの意見を上手くまとめていただくということが大事だと思います。そういうことであれば、参加した裁判員はやりがいがあった、参加してよかったという感想になると思います。また、手続自体も分かりやすくないといけないと思います。一般の方が前提知識なくして見たり聞いたりした場合でも理解できるように、しっかり説明するということから始める必要があるでしょう。

局長 審理の内容も手続も分かりやすくしなければならぬ、こういうことですね。

乃南 大変だとは思いますが。

局長 裁判員裁判にふさわしい手続、審理に近づけるように、一生懸命、模擬裁判をやったり、模擬評議をしたり、法曹三者で努力しています。法



【大ホール正義像前にて】

曹三者という言葉も分かりにくいですかね。弁護士，検察官，裁判官のことなのですが。

乃南 我々は、「ホウソウ三者」と聞くとNHKとか・・・とってしまいます（笑）。そこで、今の言葉でも、法曹三者、つまり、弁護士，検察官，裁判官ですが、という言い方であれば、一般の人は、そういう言い方があるんだというように、トリビアになって、来てよかったなというようになると思います。そうすると、裁判所に来たことがちょっとした自慢になる。

局長 例えば、冒頭陳述だと・・・

乃南 これから、冒頭陳述という言葉を使いますが、これは最初に検察官が事件について話をするのです、などと説明があればいいわけです。

局長 それがあると家に帰って、「冒頭陳述っていうのはね」という話になる。

乃南 そうですね。そういう小さいことですが、行ってみて「得した気分」になるというのが大事だと思います。単に傍聴するよりも面白かったというところがあれば、だいぶ変わってくると思います。

局長 おっしゃるとおりだと思いますね。検察官や弁護士が裁判員に分かるように訴訟活動しなければということになると、当然、意識が変わってきますよね。裁判官も分かりやすく説明し、コミュニケーションを取らなければならないとなると意識が改革される。また、いろいろな人生経験を経た方が来られるので、模擬裁判でも色々な見方があるんだと、

感心することがあるんです。そうすると、裁判官の意識も改革されるということになります。逆に、一般の方が裁判に来られると、裁判というのはこういうことなんだ、法律家はこんなことを考えているのか、ということが分かる。いい経験を積んだということになると思うんですよね。いわば、相互作用ですよ。

乃南 裁判官というのは、ちゃんと役割があって、ちゃんと話もしてくれて、今回はこうですが、こういうこともあるんですよとか、今度の事件とは関係のない一口メモのような話もしてくれたというようなことがあると、ちょっと面白かったなと思うでしょうね。

局長 休憩も入れながら、雑談をするといったことでやっていかないと、息が詰まって、疲れてしまいますから、そういうことも大事でしょうね。

乃南 ご苦労もあるかとは思いますが、裁判官の腕の見せ所という面もありますので、頑張ってくださいと思います。

局長 本日はどうもありがとうございました。